

薬食発0408第1号  
平成27年4月8日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令の制定について

今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令（平成27年政令第175号）が公布されたところであるが、その改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の内容

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令（昭和49年政令第334号）の一部を改正し、有害物質として、新たに、アゾ化合物（化学的変化により容易に次の第Ⅰ欄に掲げる物質を生成するものに限る。以下単に「アゾ化合物」という。）を指定したこと。

併せて、第Ⅰ欄に掲げる物質について、JIS L 1940（繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法）等において使用されている別名称及びCAS番号を、それぞれ第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄に示したので、参考とされたいこと。

第Ⅰ欄：政令における名称	第Ⅱ欄：JIS L 1940 等において使用されている別名称	第Ⅲ欄：CAS 番号
4－アミノジフェニル	ビフェニル－4－イルアミン 4－アミノビフェニル キセニルアミン	92-67-1
オルト－アニシジン	2－メトキシアニリン	90-04-0
オルト－トルイジン	2－アミノトルエン	95-53-4

4-クロロ-2-メチルアニリン	4-クロロ-オルト-トルイジン	95-69-2
2, 4-ジアミノアニソール	4-メトキシ-メタ-フェニレンジアミン	615-05-4
4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4, 4'-チオジアニリン	139-65-1
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4, 4'-メチレンジ-オルト-トルイジン 3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
2, 4-ジアミノトルエン	4-メチル-メタ-フェニレンジアミン 2, 4-トルイレンジアミン	95-80-7
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	4, 4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン) 2, 2'-ジクロロ-4, 4'-メチレンジアニリン	101-14-4
3, 3'-ジクロロベンジジン	3, 3'-ジクロロビフェニル-4, 4'-イレンジアミン	91-94-1
2, 4-ジメチルアニリン	2, 4-キシリジン	95-68-1
2, 6-ジメチルアニリン	2, 6-キシリジン	87-62-7
3, 3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)	4, 4'-ビ-オルト-トルイジン	119-93-7
3, 3'-ジメトキシベンジジン	オルト-ジアニシジン	119-90-4
2, 4, 5-トリメチルアニリン		137-17-7
2-ナフチルアミン(別名ベータ-ナフチルアミン)		91-59-8
パラ-クロロアニリン	4-クロロアニリン	106-47-8
パラ-フェニルアゾアニリン	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
ベンジジン		92-87-5
2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	オルト-アミノアゾトルエン 4-アミノ-2', 3'-ジメチルアゾベンゼン 4-オルト-トリルアゾ-オルト-トルイジン	97-56-3
2-メチル-5-ニトロアニリン	5-ニトロ-オルト-トルイジン 2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8

4, 4' -メチレンジアニン	4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
2-メトキシ-5-メチルアニリン	6-メトキシメタトルイジン パラクレシジン	120-71-8

## 第2 施行期日

この政令は、平成28年4月1日から施行されるものであること。

## 第3 その他

法第4条第1項の規定によるアゾ化合物に係る家庭用品の基準（厚生労働省令）については、別途公布する予定であること。